免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４７６号
福岡市中央区梅光園団地８番308号
破産者　吉江　正春
免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
平成26年12月26日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０９２号
東京都中央区日本橋本町４丁目２番１号
清算株式会社　株式会社エム・シー・エル・コーポレーション
代表清算人　藤野　高弘
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第５０号
愛知県清須市朝日城屋敷53番地
清算株式会社　アサヒハウス建材株式会社
代表清算人　古澤　　護
１　決定年月日　平成26年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（ヒ）第５１号
愛知県清須市朝日城屋敷23番地の２
清算株式会社　株式会社ジオホーム
代表清算人　古澤　　護
１　決定年月日　平成26年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（ヒ）第２８号
京都市伏見区小栗栖森本町６番地１
清算株式会社　株式会社ジヤンボなかむら
代表清算人　中村　　孝
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２６年（ヒ）第１００２号
島根県浜田市金城町波佐イ280番１地
清算株式会社　株式会社シマネ波佐電子
代表清算人　安藤　真光
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（ヒ）第１３号
沖縄県那覇市松尾１丁目18番26号
清算株式会社　宜野座リゾート開発株式会社
代表清算人　志良堂清喜
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区丸の内２丁目２番２号1005号室
清算株式会社　農業生産法人ひるがのフラワーファーム株式会社
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０２５号
東京都千代田区丸の内２丁目２番２号1005号室
清算株式会社　株式会社ヒルトップ
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０６９号
東京都渋谷区初台１丁目47番３号日本生命初台ビル５階
清算株式会社　株式会社ロッテドットコムジャパン
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３号
新潟市中央区万代５丁目11番30号
清算株式会社　臨港商事株式会社
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２５年（ヒ）第１００４号
広島市西区草津港１丁目８番１号広島中央卸売市場水産棟103
清算株式会社　寿フーズ株式会社
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13675番93
清算株式会社　株式会社ハウス・デポ・シンドウ
１　決定年月日　平成26年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第７号
岐阜県大垣市内原２丁目177番地
清算株式会社　株式会社ツチヤ
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　特別清算債権の定義
平成26年11月７日までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
⑵　割合弁済における端数処理
第２項に定める弁済において生ずる１円未満の端数は、切り捨てる。
⑶　弁済の場所
協定による弁済は、特別清算債権者の指定する銀行口座への振込により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　弁済の方法
清算株式会社は、換価した会社財産全額から公租公課、特別清算に必要な費用を除いた残額を、各債権者の議決権額に応じて按分して、すべての各特別清算債権者に弁済する。
３　債権放棄
前項の弁済がすべて終了した後に、各特別清算債権者は、清算株式会社に対する残余の債権（利息及び遅延損害金を含む）を放棄する。
４　会社財産が増加した場合
前項の規定にかかわらず、清算株式会社にさらに弁済の原資ができたときは、清算株式会社は、その弁済原資を特別清算債権者全員に第２項に定める方法で弁済する。この場合、各特別清算債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
５　清算費用
清算事務に必要な費用は、他の債権に優先して支払う。
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２２年（ヒ）第５３号
名古屋市東区徳川２丁目11番６号
清算株式会社　株式会社ミューマ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成26年12月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる協定債権は、平成23年３月13日（特別清算開始命令日の前日）までの原因に基づいて発生した債権とする。
２　清算株式会社が株式会社アール・カンパニーに対して有する金691万4135円の貸金等債権を本協定の認可の決定が確定した日に、アビリオ債権回収株式会社に金162万1000円で譲渡する。
３　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、アビリオ債権回収株式会社から前項の売却代金が支払われた日から１か月以内に、協定債権額の1.819308％の金員を弁済する。
４　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
５　清算株式会社は、別紙記載の債務者に対する債権の全額につき、その債務を免除する。
６　第３項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部